

第 6 次白老町総合計画審議会の体制と役割

設置目的	総合計画審議会は、町長の諮問に応じ、町の総合計画に関し必要な事項について調査、審議するために設置されるもの
役 割	町の庁内策定組織が作成した計画の「骨子案」や「素案」について町民の立場や専門的な知見から、調査・審議いただき、その結果を答申してもらうこと
委員構成	第 6 次総合計画における審議会委員は、公募及び町長の指名により 10 名の委員で構成するものとし、委員の互選により、会長、副会長を各 1 名置くこととする ○ 会 長 1 名 ※別紙名簿のとおり ○ 副会長 1 名 ○ 委 員 8 名
委員任期	計画策定まで（令和 2 年 3 月末を予定）
会議頻度	随時（10 回程度）
報 酬 等	町の規程に基づき報酬を支払う。あわせて、旅費規定に準じ交通費を支給する。
事 務 局	事務局長：企画課長、企画課企画グループ